

## 訪問介護事業所の同一建物減算について

旭川市福祉保険部指導監査課

令和6年度介護報酬改定において、訪問介護事業所の同一建物減算に新たな区分が追加されました。

つきましては、次のとおり同一建物減算の算定要件を取りまとめましたので、適切な介護報酬の算定の参考としてください。

### 1 同一建物減算の区分

令和6年4月以降の、訪問介護事業所における同一建物減算の区分と算定要件は以下のとおりです。

新設された12%減算の区分については、対象入居者の割合に関わらず、全ての訪問介護事業所において半年ごとに利用者の割合を計算し、その結果により適用を判定します。詳細は「3 12%減算の届出について」を御確認ください。

区分	算定要件
① 10%	指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物又は事業所と同一の建物（以下、「同一敷地内建物等」という。）に居住する者（②及び④に該当する場合を除く）
② 15%	上記の建物のうち、当該建物に居住する訪問介護サービスの利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
③ 10%	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）
④ 12% 【新設】	正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合

※①、②、④は、「同一敷地内建物等」に居住する利用者に関する減算です。

ここでいう「隣接する敷地」とは、当該事業所と道路を挟んで向かい合う敷地を指します。

※③は「同一敷地内建物等以外の建物」に居住する利用者に関する減算です。

### 2 各区分の適用関係

#### (1) 同一敷地内建物等の定義

同一敷地内建物等の定義については、留意事項通知において次のとおりとされていますので御確認ください。

「同一敷地内建物等」とは、当該指定訪問介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該指定訪問介護事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものである。具体的には、一体的な建築物として、当該建物の1階部分に指定訪問介護事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合な

ど、同一敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものであること。

※適用に疑義が生じる場合は、訪問介護事業所と対象建物の具体的な位置関係を図面等により示して指導監査課へ御相談ください。

## (2) 同一建物減算の適用

施設種別	利用者	区分
同一敷地内建物等	①当該建物に居住している利用者（②又は③の場合を除く）	10%
	②当該建物に居住している利用者が50人以上である場合	15%
	③当該建物に居住する利用者が、当該事業所の利用者の90%以上である場合（②の場合を除く）	12%
同一敷地内建物等 以外	当該建物に居住している当該事業所の利用者が20人以上である場合	10%

※③の利用者の割合は、訪問介護（要介護）と指定相当訪問型サービス（要支援）を合算せず、それぞれに集計して判定するため、それぞれ減算の割合が異なる場合があります。

## 3 12%減算の届出について

訪問介護事業所においては、半年ごとに同一建物減算の適用状況を確認し、市へ報告することが必要となりました。

適用状況の確認方法及び報告方法について、以下に概要を示します。

なお、詳細は、本市ホームページにて詳しく説明していますので、そちらを御確認ください。

### 【ホームページ】

「訪問介護事業所における同一建物減算（同一敷地内建物等居住割合90%以上）の届出について」

(URL)

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/sinseitodokede/d080218.html>

(掲載場所)

ホーム>事業者向け>健康・福祉・子育て・学校>高齢者・介護保険>申請・届出  
>訪問介護事業所における同一建物減算（同一敷地内建物等居住割合90%以上）の届出について

### (1) 判定期間、届出月及び減算期間

毎年度、次の「判定期間」の利用者数による同一建物減算の適用状況を判定し、「届出月」の15日までに市へ届出を行い、「減算期間」について判定結果に基づいた同一建物減算を実施します。

期	判定期間	届出月	減算期間
前期	3月1日から8月末日まで	9月	10月1日から3月31日まで
後期	9月1日から2月末日まで	3月	4月1日から9月30日まで

※令和6年度に限り、以下のとおりですので御注意ください。

期	判定期間	届出月	減算期間
前期	4月1日から9月末日まで	10月	11月1日から3月31日まで
後期	10月1日から2月末日まで	3月	4月1日から9月30日まで

(2) 判定方法

「別紙10 訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書」を用いて、「判定期間」における利用者数のうち、「同一敷地内建物等に居住する利用者」の割合を算出します。

「訪問介護の利用者（要介護）」と「指定相当訪問型サービスの利用者（要支援）」を、それぞれ別様式で、次の方法により確認します。

2. 判定結果				
<input type="checkbox"/> 非該当 <input checked="" type="checkbox"/> 該当				
ア. 前期				
		①判定期間に指定訪問介護を提供した利用者の総数 (要支援者は含まない)	②①の内同一建物減算の適用を受けている利用者数(※1)	
3	月	30 人	28 人	
4	月	30 人	28 人	
5	月	30 人	28 人	
6	月	30 人	28 人	
7	月	30 人	28 人	
8	月	30 人	28 人	
合計		180 人	168 人	
③割合 (②÷①)		93.3%		%
④90%以上である場合の理由(※2より該当する番号を記入)				d

① 判定期間における、各月の利用者数を入力します。

② ①のうち、当該事業所の同一敷地内建物等に居住する利用者数を入力します。

③ ①のうち、②の割合が90%以上であれば、12%減算の対象となります。

- ④ ③で90%以上であった場合、次により入力してください。
- a: 特別地域訪問介護加算を受けている事業所である場合
  - b: 判定期間の一月当たりの延べ訪問回数が200回以下であるなど事業所が小規模である場合
  - c: その他正当な理由と都道府県知事が認めた場合
  - d: 正当な理由がない場合

※aからcの「正当な理由」に該当する場合は、12%減算の対象とはならず、通常の10%減算となります。

※④において、「正当な理由」に該当する(aからcを入力する)場合は、「正当な理由」を確認できる資料を作成してください。

※利用者の割合を算出した様式10及び算出根拠資料については、利用者の割合にかかわらず、必ず2年間保存してください。

### (3) 届出書類

- ア 同一敷地内建物に居住する利用者の割合が90%未満の場合  
届出は不要です。

※直前の減算期間が12%減算であった場合は、減算の区分が変わりますので、後述する体制の届出を行ってください。

- イ 同一敷地内建物に居住する利用者の割合が90%以上の場合  
届出が必要です。

次の書類を提出してください。

- ・別紙10 訪問介護，訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書
- ・「**正当な理由**」の確認資料（「**正当な理由**」がある場合）

※直前の減算期間が10%減算であった場合は、減算の区分が変わりますので、後述する体制の届出を行ってください。

### ウ 体制の届出

減算の区分が、前回の減算期間から変更となる場合は、体制の届出が必要です。  
次の書類を、上記ア，イの計算書等とあわせて提出してください。

（訪問介護）

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）

（指定相当訪問型サービス）

- ・介護予防・日常生活総合事業費算定に係る体制等に関する届出書（別紙50）

（共通）

- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

### (4) 提出方法

原則、3に記載のホームページから、電子申請フォームにより提出してください。

電子申請フォームにより提出することが困難な場合は、電子メール等により提出することも可能ですので、指導監査課までお問い合わせください。

## 4 減算の適用範囲

12%減算の適用範囲について、「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）（令和6年3月15日）」において次のとおり示されていますので御参照ください。

問10 今般の改定により、訪問介護事業所における指定訪問介護の提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者の占める割合が90%以上である場合に減算適用することとされたが、90%以上となった場合は全利用者について半年間減算と考えてよいか。

回答 同一敷地内建物等に居住する利用者のみが減算の適用となる。